

議 案 第 5 4 号

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のとおり指定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 指定する郵便局の名称

- (1) 新居浜垣生郵便局
- (2) 新居浜新田郵便局
- (3) 新居浜中村郵便局
- (4) 新居浜外山郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。ただし、当該期間満了の 2 月前までに、新居浜市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を 1 年間延長することとし、以後も同様とする。

提案理由

新居浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）抜粋

（郵便局の指定等）

第 3 条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

（ 1 ） ～ （ 4 ） （ 省 略 ）

2 （ 省 略 ）

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第 1 項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4、5 （ 省 略 ）